

JSCCスポーツクラブ総合補償制度のご案内

2023.07

スポーツクラブ主催の教室・イベントに参加中、及び教室に参加するための往復途上中の事故・疾病について適用されます。怪我等をされた場合はスポーツクラブへご連絡ください。

		補償内容		保険金額	
団体総合補償制度 費用保険	災害死亡 補償	傷 害		500万円	
		特定疾病		250万円	
	後遺症障害 補償	傷害（最高）		500万円	
		特定疾病（最高）		250万円	
	療 養 補 償	入 院 日 額	傷 害		5,000円
			特定疾病		2,500円
		手 術	傷害・特定疾病		手術の種類により入院日数の 10倍・20倍・40倍
通 院 日 額			傷 害		1,600円
	特定疾病		800円		
施設所有（管理） 者賠償責任保険	対人・対物 共通		1事故につき5億円 【免責：0円】		
管理財物補償特約		1事故につき1,000万円【免責金額：5万円】			

保険金種別	対象となる治療期間・限度日数
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の後遺障害
入院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の入院
手術保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の所定の手術
通院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の通院 ただし支払日数は90日が限度 ※骨折による通院は14日限度

★保険の対象となる事故・疾病の例（抜粋）

・教室参加中・往復途上中のケガ

※この保険におけるケガとは急激かつ外来の事故によるケガをいいます。

・熱中症（日射病・熱射病など）、脱水症、低体温症

・急性心疾患、急性呼吸疾患、急性脳疾患

★保険金が支払われない主な場合（抜粋）

・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失

・むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの

・野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害

・成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）